



2016年4月28日

各位

会 社 名 株式会社 日本取引所グループ
代 表 者 名 取締役兼代表執行役グループCEO 清田 瞭
(コード 8697 東証第一部)
問 合 せ 先 広報・IR部長 三輪 光雄
(T E L (0 3) 3 6 6 6 - 1 3 6 1)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2016年6月21日に開催予定の第15回定時株主総会に、「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 執行役CEOを兼務する取締役を欠く場合においても、株主総会の招集及び議長について、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が行うことを可能とするため、現行定款第14条第2項を変更するものであります。
- (2) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、新たに業務執行取締役等でない取締役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、その取締役についても、期待される役割を十分に発揮できるよう、当社定款第28条第2項を変更するものであります。なお、当該変更に関しましては、各監査委員の同意を得ております。
- (3) 執行役の任期を事業年度と合わせ、選任後1年以内に終了する事業年度の末日までとするため、現行定款第35条第1項を変更するものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 <u>執行役CEOを兼務する取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第28条 (略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、</u>任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>うち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時</u>までとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(株主総会の招集権者及び議長)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2 <u>執行役CEOを兼務する取締役を欠くとき又は当該取締役</u>に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の執行役を兼務する取締役が株主総会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役の責任免除等)</p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>(任期)</p> <p>第35条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の<u>末日</u>までとする。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>付 則</p> <p><u>この改正規定は、平成28年6月21日から施行する。ただし、改正後の第35条第1項の規定は、同日開催の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時から施行する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催予定日 2016年6月21日

定款変更の効力発生日 2016年6月21日 (※)

(※) 改正後の第35条第1項の規定の効力発生は、平成28年6月21日開催の定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時からとします。

以 上